

# 第1回 三田市健康福祉部の公の施設に係る指定候補者選定委員会 次第

日時：令和7年7月3日（木）

13時30分～

場所：三田市総合福祉保健センター

## 1 開会

## 2 委員紹介

【資料1】

## 3 委員長・副委員長選出

【資料2】

## 4 協議事項等

### (1) 委員会の公開等について

【資料3】

### (2) 指定管理者の選定について

【資料4】

### (3) 募集要項及び仕様書等(案)について

【資料5】

#### ① 三田市障害児療育センター

#### ② 三田市総合福祉保健センター

### (4) その他

第2回指定候補者選定委員会

開催月日 10月 日( )

開催場所 三田市総合福祉保健センター



三田市健康福祉部の公の施設に係る指定候補者選定委員会  
委員名簿

(敬称略・五十音順)

| 区 分                        | 氏 名                | 所属団体名・職名                       |
|----------------------------|--------------------|--------------------------------|
| 健康福祉施策に<br>識見を有する者         | いしもと かよこ<br>石本 佳代子 | 元兵庫県職員・保健師                     |
| 企業会計等につ<br>いて専門知識を<br>有する者 | きたの みつのり<br>北野 参則  | 公認会計士・税理士                      |
| 市民委員                       | さかい じゅんこ<br>酒井 純子  |                                |
| 学識経験者                      | しおたに ひでゆき<br>塩谷 英之 | 神戸常盤大学保健科学部教授                  |
| 学識経験者                      | はっとり ますじ<br>服部 益治  | 社会福祉法人 枚方療育園<br>医療福祉センターさくら 院長 |



○三田市指定候補者選定委員会規則

平成17年9月1日  
規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市附属機関の設置に関する条例(平成21年三田市条例第2号)第5条の規定に基づき、三田市指定候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平21規則24・全改)

(設置の単位)

第2条 選定委員会は、公の施設又は公の施設を所管する部を単位として設置する。ただし、市長が必要と認めるときは、その他適当な単位に分けて設置することができる。

(組織)

第3条 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の中から互選する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、選定委員会を統括し、選定委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(平21規則24・旧第4条繰上・一部改正)

(会議)

第4条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、会議が終了したときは、その検討結果を市長に報告しなければならない。

(平21規則24・旧第5条繰上)

(資料の提出及び意見等の聴取)

第5条 選定委員会は、必要と認めるときは、関係職員に資料の提出を求め、又は出席を求めて意見を聴くことができる。

(平21規則24・旧第6条繰上)

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、第2条の規定により定めた単位のうち、市長が別に定める部署において処理する。

(平21規則24・旧第7条繰上)

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平21規則24・旧第8条繰上)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び任期満了後最初に招集される選定委員会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(平21規則24・一部改正)

付 則(平成21年規則第24号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。



三田市健康福祉部の公の施設に係る指定候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 三田市指定候補者選定委員会規則(平成17年三田市規則第27号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、別に定めるものを除くほか、健康福祉部が所管する公の施設の指定管理者の候補者(以下「指定候補者」という。)を選定するため、三田市健康福祉部の公の施設に係る指定候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 選定委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもってこれに充てる。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 企業会計等について専門知識を有する者 1人
- (3) 健康福祉施策に識見を有する者 1人
- (4) 市民から公募のあった者 1人

(会議の公開)

第3条 三田市情報公開条例(平成15年三田市条例第2号)第30条の規定により会議は公開とする。ただし、選定委員会が必要と認めるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、指定候補者を選定する施設所管課において処理する。ただし、複数施設の公募を行う場合であって、施設所管課が複数ある場合は、関係課協議の上、いずれかの施設所管課において処理する。

(補則)

第5条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年8月14日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月23日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月23日から施行する。



## 指定候補者選定委員会の公開について

### 1. 三田市情報公開条例について

三田市においては、市民の知る権利を尊重し、かつ、本市の行う諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への積極的な参加による公正で民主的な市政の推進に資することを目的とした三田市情報公開条例が制定されています。この条例に基づき、市長等が置く附属機関等が行う会議については、原則公開となっています。

### 2. 指定候補者選定委員会について

当委員会は、当該会議の適正な運営に支障が生ずると認められないため、原則公開とします。

ただし、第1回選定委員会の募集要項、仕様書、選定基準に関する審議については、公開することにより、応募者間で不公平が生じるおそれがあるため、三田市情報公開条例第7条第6号(当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの)の規定により、非公開とします。

また、第2回以降の選定委員会については、法人等による申請書類の内容は、法人等のノウハウ、個人情報、経理状況が含まれるため、これを公開すると、この法人等の事業運営等に不利を及ぼす可能性があるため、プレゼンテーション及びヒアリングを除き非公開とします。

### 3. 会議録の公開について

選定委員会の会議録についても、三田市情報公開条例に基づき公開の対象となります。会議録については、指定候補者選定の透明性を確保するため作成しますが、発言が抑制され自由闊達な議論に支障をきたすおそれがあることから、要点記録として、発言に係る委員名を記載せずに公開する判断を委員会に諮ります。

#### 【参考：三田市情報公開条例(抜粋)】

##### (公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(6) 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体

若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ  
ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ  
エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ  
オ 実施機関、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(会議の公開)

第 30 条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議(法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。)を公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合であつて、当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 第 7 条各号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

## 指定管理者の選定について

## 1 指定管理者の選定方法(流れ)

(1) 三田市健康福祉部の公の施設について、施設ごとに指定候補者を公募

## ◆対象施設

- ・三田市障害児療育センター
- ・三田市総合福祉保健センター

## ◆応募資格

法人その他の団体又は複数の法人等で構成される共同事業体。個人は不可

(2) 指定候補者選定委員会(部ごとに設置)により「指定候補者」を選定

◆ 7/3 開催の第1回選定委員会にて諮問・選定基準等の決定

◆ 10月上旬開催の第2回選定委員会にて、書類審査・面接審査(プレゼンテーション)を実施し、指定候補者を選定。

◆ 選定委員会から市長に答申

(3) 議会の議決(12月予定)により正式に指定管理者として決定

〔【議決後】・1～3月 引き継ぎ等(※指定管理者変更の場合)〕  
 ・4月1日～ 次期指定管理開始

## 【参考:関係法令】

## 地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

## 三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(抜粋)

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、地方自治法第244条の2第6項の議決があったときは、当該議決に係る指定候補者を指定施設の指定管理者に指定する。

## 2 次期指定期間

令和8年度から令和12年度の5年間

## 3 スケジュール

## &lt;募集関係&gt;

|              |                       |
|--------------|-----------------------|
| 募集の告示        | 7月16日(水)              |
| 事業者公募、募集要項配布 | 7月16日(水)～9月16日(火)     |
| 現地案内・説明会     | 8月4日(月) 三田市総合福祉保健センター |
| *指定候補希望者向け   | 8月5日(火) 三田市障害児療育センター  |

|          |                    |
|----------|--------------------|
| 質疑受付期間   | 7月16日(水)～8月6日(水)   |
| 質疑に対する回答 | 8月12日(火)           |
| 応募申請受付期間 | 8月13日(水)～9月16日(火)  |
| 施設名      | 三田市障害児療育センター       |
| 提出先・時間   | 障害福祉課・9時から16時30分まで |
| 施設名      | 三田市総合福祉保健センター      |
| 提出先・時間   | 健康増進課・9時から17時30分まで |

#### 4 選定方法

##### (1) 基本的な方向性

指定候補者の選定については、三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第4条に基づき、公平かつ適正に審査し、選考します。

- ① 事業計画書の内容が、センターの設置目的を達成し、効率的な管理が図られるものでありこと。
- ② 事業計画書に沿った施設管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- ③ 事業計画書によるセンターの運営が、市民の利用に関し平等な利用を確保できること。
- ④ 管理にかかる経費の縮減が図れること。

##### (2) 選定方法

- ① 選定については、別紙評価表に基づき委員が評価するものとする。
- ② 評価は、絶対評価(一部相対評価)とし提案内容を点数化するものとする。
- ③ 評価の採点は、書類審査とプレゼンテーション・ヒアリング審査で行う。
- ④ 指定候補者の選定については、各委員の採点の合計点(満点500点)を基に、選定委員会で協議して最適者を選定する。ただし、合計得点が300点未満の応募者は失格とする。すべての応募者が300点未満の場合は最適者はなしとし、手続条例第5条に基づき、別途指定候補者を選定する。なお、委員に欠席のある場合は、出席委員の配点合計の6割未満を基準とする。
- ⑤ 評価における配点(詳細別紙→別途4協議事項(3)募集要項等にてご説明)

##### 三田市障害児療育センター

| 区 分  | 配点  |
|------|-----|
| 運営方針 | 100 |
| 事業能力 | 200 |
| 管理能力 | 100 |
| 経営能力 | 100 |
| 合 計  | 500 |

##### 三田市総合福祉保健センター

| 区 分  | 配点  |
|------|-----|
| 運営方針 | 100 |
| 事業能力 | 125 |
| 管理能力 | 100 |
| 経営能力 | 100 |
| 独自観点 | 75  |
| 合 計  | 500 |

※「経営能力」のうち収支計画の項目については、提案額をもとに採点できることから、事務局が計算し委員に示すものとする。



## 募集要項及び仕様書等(案)の概要について

## 1 三田市障害児療育センター募集要項の概要

## (1) 施設の目的

障害児の日常生活における基本的な動作の取得や自立のために必要な知識と技能の取得、集団生活への適応訓練を行うなどの支援をする。

## (2) 施設の概要

- ① 名称 三田市障害児療育センター
- ② 所在地 三田市井ノ草 808 番地
- ③ 建築面積 951.38 m<sup>2</sup>
- ④ 敷地面積 4,448.92 m<sup>2</sup>
- ⑤ 構造規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 1階建
- ⑥ 開設年月 平成10年4月
- ⑦ 施設内容 事務室、調理室、保護者室、沐浴室、遊戯室、保育室1、保育室2、保育室 3、保育室4、相談室、訓練室1、訓練室2、訓練室3、訓練室4、倉庫、玄関ホール、園児用便所、職員用便所等

## (3) 利用料金及び指定管理料

## ①利用料金

利用料金制度を採用し、指定管理者が収受する利用料金は、三田市障害児療育センターの管理運営に要する経費に充てる。

## ② 次期指定管理料(税込)上限額

|       | 指定期間 | 指定管理者 | 指定管理料(円)    |
|-------|------|-------|-------------|
| R8年度  | 5年間  | ※今回公募 | 73,335,000  |
| R9年度  |      |       | 73,738,000  |
| R10年度 |      |       | 73,791,000  |
| R11年度 |      |       | 74,331,000  |
| R12年度 |      |       | 74,952,000  |
| 合 計   |      |       | 370,147,000 |

## 【参考】今期指定管理者と指定管理料(税込)

|      | 指定期間 | 指定管理者                | 指定管理料(円)    |
|------|------|----------------------|-------------|
| R2年度 | 5年間  | 公益財団法人ひょうご子どもと家庭福祉財団 | 72,700,000  |
| R3年度 |      |                      | 72,700,000  |
| R4年度 |      |                      | 72,700,000  |
| R5年度 |      |                      | 72,700,000  |
| R6年度 |      |                      | 72,700,000  |
| 合 計  |      |                      | 363,500,000 |

(4) 応募資格

児童発達支援センターとして兵庫県の指定と日中一時支援事業の三田市の指定を令和7年11月30日までに受けること、かつ、三田市障害児療育センターの管理運営を行うことができる知識と経験を有し、また継続的に運営できる法人その他の団体。  
(個人不可)

その他欠格事項あり

(5) 現地説明会(応募者向け) 8月5日(火)

(6) 仕様書の概要

三田市障害児療育センター指定管理業務仕様書には、個別の業務内容の詳細を記載。

【次期指定管理業務に追加した業務】

・令和4年度から三田市障害児療育センターの障害福祉サービス(日中一時支援事業)で一時預かりをする事業を開始したため、今回の仕様書に明記。

・指定期間中に三田市障害児療育センターの大規模改修を予定しており、その大規模改修の期間は市が指定する三田市内の施設で運営する。

## 2 三田市総合福祉保健センター募集要項の概要

(1) 施設の目的

市民の福祉の向上と地域福祉活動の促進を図り、併せて市民の健康づくりを推進する

(2) 施設の概要

① 名称 三田市総合福祉保健センター

② 所在地 三田市川除675番地

③ 建築面積 3,090 m<sup>2</sup>

④ 敷地面積 15,375 m<sup>2</sup>

⑤ 構造規模 鉄筋コンクリート造 地上3階 一部地下1階

⑥ 開設年月 平成8年4月

⑦ 施設内容

ア 保健センター(健康福祉部健康増進課、子ども・未来部子ども政策課)事務所

イ 地域包括支援センター

ウ 高齢者デイサービスセンター

エ 身体障害者デイサービスセンター

オ 障害者基幹相談支援センター

カ 障害者生活支援センター

キ 障害者就業支援センター

ク 精神障害者支援センター

- ケ 権利擁護・成年後見支援センター
- コ 生活安心サポートセンター
- サ 多目的ホール、会議室、研修室その他の施設

⑧ 開所時間

ア 貸室 午前9時00分から午後9時00分まで

⑨ 休所日 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)。

(3) 利用料金及び指定管理料

①利用料金について

指定管理者が収受する利用料金は、総合福祉保健センターの管理運営に要する経費に充てる。

令和8年4月1日から次のとおり料金改定を実施する。

(単位:円)

| 区分     | 現 行   | 令和8年4月1日以降 |
|--------|-------|------------|
| 多目的ホール | 1,050 | 1,570      |
| 第1会議室  | 200   | 300        |
| 第2会議室  | 200   | 300        |
| 第3会議室  | 250   | 370        |
| 第4会議室  | 250   | 370        |
| 第1研修室  | 150   | 220        |
| 第2研修室  | 150   | 220        |
| 講座室    | 650   | 970        |
| 栄養指導室  | 450   | 750        |
| 集会室    | 600   | 900        |
| 和室     | 150   | 220        |

② 次期指定管理料(税込)上限額

|         | 指定期間 | 指定管理者 | 指定管理料(円)       |
|---------|------|-------|----------------|
| R8~12年度 | 5年間  | ※今回公募 | 各年度 66,218,000 |
| 合 計     |      |       | 331,090,000    |

【参考】今期指定管理者と指定管理料(税込)

|      | 指定期間 | 指定管理者                | 指定管理料(円)    |            |
|------|------|----------------------|-------------|------------|
|      |      |                      | 協定額         | 実績額        |
| R3年度 | 5年間  | 社会福祉法人<br>三田市社会福祉協議会 | 55,628,000  | 55,628,100 |
| R4年度 |      |                      | 55,628,000  | 55,627,000 |
| R5年度 |      |                      | 55,628,000  | 55,629,970 |
| R6年度 |      |                      | 55,628,000  | 55,627,000 |
| R7年度 |      |                      | 55,628,000  |            |
| 合 計  |      |                      | 278,140,000 |            |

#### (4) 応募資格

関係法令及び市例規に従い、募集要項6に掲げる業務の運営を行うことができる経験豊富な人材を有し、総合福祉保健センターを安全かつ円滑に、また継続的に運営できる法人その他の団体(以下「法人等」という。)とし、次の各号全てを満たすもの

なお、複数の法人等による連合体(以下「グループ」という。)を結成して申請する場合はグループに関する要件のすべてに該当。(個人不可)

- ①関係法令および市例規による制約を受けるとともに、責任・義務が生じることを了承できること。
- ②グループに関する要件
- ③欠格事項あり

#### (5) 現地説明会(応募者向け) 8月4日(月)

#### (6) 仕様書の概要

三田市総合福祉保健センター指定管理業務仕様書には、個別の業務内容の詳細を記載

#### (7) 選定評点表

指定管理業務のうち以下の3点を独自観点とし、評価の対象とする。

- ①自主事業の展開について(評点:25点)
  - ・利用が促進される自主事業の提案について
  - ・提案がある場合、量・質とも総合福祉保健センターの設置目的に合致した魅力的な内容について
- ②地域交流の促進について(評点:25点)
  - ・福祉・保健関係団体や地縁型団体の活動が円滑に行われ、施設利用と交流が促進される提案内容について
- ③福祉避難所の対応について(評点:25点)
  - ・災害発生時に福祉避難所としての開設が円滑に行われ、市への積極的な協力について